

令和7年度第2回袖ヶ浦市社会教育委員会議

1 開催日時 令和7年7月11日 午後3時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所会議室3-2

3 出席委員

委員	小泉 憲治	委員	和田 幸子
委員	大友 省三	委員	田中 雪夫
委員	畠山 真一	委員	木村 育子
委員	本多 清人	委員	花澤 辰則
委員	稲垣 昭彦	委員	木曾野 真紀
委員	小泉 康	委員	佐々木 眞由美
委員	松井 恭子	委員	西田 隆司
委員	佐久間 正博		

4 欠席委員 なし

5 出席職員

教育長	鴫田 道雄	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	中央図書館長	柏木 喜男
郷土博物館長	西原 崇浩	生涯学習課副課長 (文化振興班長)	田中 大介
生涯学習課 (社会教育班長)	君塚 和枝	生涯学習課主事	亀井 翔太

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について
- (3) 袖ヶ浦市男女共同参画委員の推薦について
- (4) 令和7年度事業について
 - ・令和7年度そでがうらわんぱくクエスト
 - ・生涯学習、公民館活動、図書館、郷土博物館、スポーツ振興

8 報告・連絡

- (1) 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

- (2) 社会福祉協議会評議員の推薦について
- (3) 今後の事業の実施予定について
 - ・図書館だより

9 その他

10 議事

議題（1）委員長、副委員長の選出について

- 長谷川生涯学習課長：委員長・副委員長が決定するまでは事務局で進行をさせていただく。議題（1）について、立候補される方はいるか。
（事務局に一任の声）
- 長谷川生涯学習課長：事務局に一任という声があったので、事務局より案を提案する。
- 事務局 君塚：事務局からは、委員長には、佐々木眞由美委員、副委員長には稲垣昭彦委員及び畠山真一委員にお願いしたいと考えている。検討をよろしくお願いしたい。
- 長谷川生涯学習課長：事務局からの案が提示されたが、皆様いかがか。
承認いただける方は拍手をお願いしたい。
（拍手）
- 長谷川生涯学習課長：皆様の承認が得られたので、第28期袖ヶ浦市社会教育委員の委員長には佐々木眞由美委員、副委員長には稲垣昭彦委員及び畠山真一委員を選任することに決定したので、よろしくお願いしたい。
委員長、副委員長は前の席に移動し、今後の議題及び報告・連絡については、佐々木委員長に進行をお願いしたい。

議題（2）令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

- 【資料2 ページから4 ページを説明】・・・・・・・・事務局 君塚 佐々木委員長：事務局からの説明が終わったが、例年通り、地区ごとに分かれて決めていただきたい。
（各地区に分かれて話し合い）
- 佐々木委員長 協議の結果、昭和地区は田中委員、長浦地区は佐久間委員、蔵波地区は畠山委員、根形地区は花澤委員、平川地区は西田委員に決定した。

議題（3）袖ヶ浦市男女共同参画委員の推薦について

- 【資料5 ページから7 ページを説明】・・・・・・・・事務局 君塚 佐々木委員長：事務局からの説明が終わり、候補者は男性の後任のため男性で、8月の会議に出席が可能で、市民協働の各審議会の構成員

以外の方という話があった。その中で、どなたか参加できる方はいるか。

(本多委員より引き受ける発言有)

佐々木委員長 : それでは、本多委員でお願いしたい。

議題(4) 令和7年度事業について

・令和7年度そでがうらわんぱくクエスト【資料8ページを説明】・・・事務局君塚

佐々木委員長 : 事務局からの説明が終わったが、質疑等あるか。

佐久間委員 : 安全管理のところ、WBGT指数31以上の場合は屋外活動を控えるところがあるが、多分、指数31は超えてくるのではないかな。

長谷川生涯学習課長 : 日中はこの指数を超えてしまう可能性が高いので、なるべく朝と夕方の涼しい時間に移動をするようにして、日中は体験活動等をするような形で計画を立てている。アイシングは職員が巡回する予定としている。今年からは位置情報アプリを活用し、参加者がどこに向かっているのか本部で把握できるよう対応する。

小泉(憲)委員 : ここ数年、4月になると猛暑と言われ、この時期は毎日暑い日が続いている。開催時期については何か検討されているか。近年は夏の活動にだいぶ注意を払われており、熱中症対策により、いろいろな事業が時期をずらすなど考えられているが、わんぱくクエストはいかがか。

長谷川生涯学習課長 : 開催時期については、9月以降の3連休などを検討したが、翌日に学校があると教職員にも子ども達にも負担がかかることから難しいところである。1泊2日では、非日常的な体験をして、乗り越え、自分たちをアップデートしていくという目的達成が難しいと考え、今回は今まで通りの時期に実施させていただく形としている。

・各事業について【資料10ページから32ページを説明】

- ・生涯学習課事業(社会教育班分)・・・事務局君塚
- ・生涯学習課事業(文化振興班分)・・・田中副課長(文化振興班長)
- ・市民会館・公民館事業・・・事務局君塚
- ・郷土博物館事業・・・西原郷土博物館長
- ・図書館事業・・・柏木中央図書館長
- ・スポーツ振興課事業・・・大久保スポーツ振興課長

佐々木委員長 : 事務局からの説明が終わったが、質疑等あるか。

小泉(康)委員 : 11ページのアドバイザーバンクの現状を知りたい。どういうPRして、どれくらいのことが行われたのか。

同ページの施設管理事業は、どれくらいの館があるのか。

12ページの放課後子供教室推進事業では、学童との関係がどのようになっているか。行っていない学校もあるが、それにつ

いてはどう考えているか。

事務局 亀井 : アドバイザーバンクについて、現在ホームページと各公民館にチラシとポスターにてPRしている。利用申込みは、昨年度は1件で、今年度は、学校や市民一般から4件ほど問い合わせがきている。

事務局 君塚 : 施設管理事業の内容は、地区会館の管理になるが、市が全部管理している訳ではなく、対象は高須会館と蔵波会館の2つであり、各地区を指定管理者としている。その中で高須会館は、移管に向けて地区の方と話し合いを進めている状況である。

放課後子供教室については、現在の実施は3校だが、必要性や地域の状況を踏まえて、増やすことを検討していく方向である。安全面で、コーディネーター等のスタッフが不足していることが課題となっている。そのような状況により、一気に全校で実施することができない状況である。

学童と連携しているところもあり、その地域は参加者が多くなっている。

小泉(康)委員 : 市の教育委員会が放課後子供教室をやるなら、3校ではなく全部の学校で平等にやるべきではないのか。

鵜田 教育長 : 学童保育と放課後子供教室は全く目的が違う。学童は放課後保育を中心にしている。放課後子ども教室は地域の子どもの遊びを通した交流活動を推進して地域作りしていくものである。これを市内全域に広げていくかどうか、それだけのニーズがあるのか、調査しながら今のところ昭和地区から始め、長浦、根形の3地域に拡大してきた段階である。最終的に、これを拡大していく必要性があるのか、現在は検討を進めている。

小泉(康)委員 : 地区会館の高須と蔵波、これは特別な施設なのか。

稲垣副委員長 : 企業庁の埋め立てがあった時、漁業補償の関係で補助金が交付され、区が補助金を受け取ることができなかったため、市の教育委員会が受け取り、蔵波、久保田、奈良輪、高須に地区会館を建設した。実質的には自治会館のような使い方だが、所管が教育委員会のため、地区会館の維持管理を行っている。教育委員会としては、早く地区に返したい考えで、久保田会館、奈良輪会館は、順次移管を完了している。高須会館も現在、調整中である。

畠 山 委 員 : 22ページの長浦おかのうえ図書館運営事業費で、今年については、キュービクル720万予算計上とあるが、キュービクルというのは充電設備の更新工事ということでよいか。

柏木中央図書館長 : 耐用年数15年らしいが、既に27年使用しており、耐用年数過ぎても壊れるまで使用してきたが、そろそろ対応しなければ

- ということで、今回キュービクルの更新することになった。
- 佐々木委員長：29ページの地域運動部活動推進事業について、陸上・野球・剣道の3種目の実施とあるが、これは中学校の部活動に加入している子ども達とその競技で募るということなのか、また、違う募集をするのか。
- 大久保スポーツ振興課長：この3種目は地域展開をするための受け皿として試行的に試しているクラブチームである。中学校の部活は引き続き部活として存在し、それとは別に希望者を募っていくものとなる。
- 小泉(康)委員：公民館関係について、どこの公民館も60歳以上の男女が参加できる「ふれあい教室」があると思うが、良い内容の講座を自分で選んで参加できるようにならないか。また、単発で参加可能なのかなど、年間の内容や参加募集形態など情報を公開して欲しいと思うがいかがか。
- 事務局君塚：基本的に「ふれあい教室」は回数を設定して参加者の交流を目的としているところがあるので、現在この講座のみ参加という形では実施していない。今回、ご意見として公民館の方にお伝えしたい。
- 小泉(康)委員：スポーツ振興について目的・方針が掲載されていない。臨海スポーツセンターの今後の方針も出ていない。
- 鵜田教育長：現在、スポーツというのは昔と違って、様々な面から要素を求められている。今後、市全体の組織編成の中で、スポーツの要素ごとに、組織編成を変えていく検討が進められている。臨海スポーツセンターについても検討が進められており、今年度末に方向性が公表されていく予定である。
- スポーツ振興の経営方針について、本日の会議資料の内容は「袖ヶ浦の教育」の抜粋なので、全体像が見えていないと思うが、大元の方針はスポーツオペレーション環境の充実を推進しますと記載している。冊子の「袖ヶ浦の教育」で、本市がスポーツをどう捉えているか明確になると思うので、冊子でその構成を確認していただきたい。
- 木曾野委員：図書館について、おかのうえ図書館の持ち出しカウンター前が雨漏れするが、補修予定はあるのか。
- 柏木中央図書館長：耐用年数が経過しているので、補修については毎年予算計上しているが、そのような施設がたくさんあるため、優先順位をつけて徐々に対応している。もう少しお待ちいただきたい。
- 佐々木委員長：質疑が終了した。承認いただける方は挙手をお願いしたい。
(挙手確認)
全員賛成ということで承認決定とする。

報告・連絡（１）第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

【資料 33 ページから 37 ページを説明】・・・・・・・・・・事務局 亀井

佐々木委員長：説明が終わったが、質疑等あるか。

木曾野委員：第四次計画の時はどんな計画だったのか、キーワードを教えてください。

小泉(康)委員：バリアフリーや子どものためのブックトークなど、かなり分厚い資料がある。

佐々木委員長：第四次子ども読書活動推進計画という資料を見る方法はあるか。

佐久間委員：資料は膨大だが、ホームページにも掲載されており、冊子もある。

事務局 亀井：第四次子ども読書活動推進計画の具体的な取組については、基本方針を３つ立てており、読書に親しむ機会の抽出、読書環境の整備、啓発活動ということで、１つ目は公民館講座で読み聞かせのイベントを行うなど、２つ目は外国語資料等の展示、いろいろな方に向けてのバリアフリーなど、３つ目はホームページの活用や、学校では図書館だよりを通して啓発を行っていくことなどが記載されている。詳しくは、冊子やホームページでご覧いただきたい。

報告・連絡（２）社会福祉協議会評議員の推薦について

【資料 38 ページを説明】・・・・・・・・・・事務局 君塚

佐々木委員長：質疑等あるか。

：質疑なし

報告・連絡（３）今後の事業の実施予定について【別紙により説明】

・図書館だより・・・・・・・・・・柏木中央図書館長

佐々木委員長：質疑等あるか。

：質疑なし

小泉(康)委員：公民館を交流センターという形に変え、１年が経過した。そこで、良かった点、悪かった点、変わっていない点等を検証する必要があると思う。次回の会議辺りで詳細データを報告していただきたい。

11 その他

木村委員：８月１０日に音楽協会定期演奏会ビバ！コーラス合唱が行われる。６団体参加して、皆さんが幼い頃に馴染んできた歌をたっぷり聞かせる。是非、ご堪能いただきたい。

稲垣副委員長 ： 文化協会から創立50周年イベントとして、加藤登紀子さんのコンサートが行われる。ご本人は60周年記念で80歳を迎えて全国ツアーを行っている。是非、チケットお買い求めのうえご来場いただきたい。発売は8月3日なのでよろしくお願いしたい。

午後5時00分閉会

令和7年度第2回

社会教育委員会議

日 時 令和7年7月11日（金）
午後3時00分～
場 所 袖ヶ浦市役所会議室3-2

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 社会教育委員について
- 6 議 題
 - （1）委員長、副委員長の選出について
 - （2）令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について
 - （3）袖ヶ浦市男女共同参画委員の推薦について
 - （4）令和7年度事業について
 - ・令和7年度そでがうらわんぱくクエスト
 - ・生涯学習、公民館活動、図書館、郷土博物館、スポーツ振興
- 7 報告・連絡
 - （1）第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について
 - （2）社会福祉協議会評議員の推薦について
 - （3）今後の事業の実施予定について
 - ・図書館だより
- 8 その他
- 9 閉会のことば

第 2 8 期袖ヶ浦市社会教育委員名簿

No.	氏 名	性別	選 出 区 分	備考	地区
1	こいずみ けんじ 小泉 憲治	男	学校教育（袖ヶ浦市小中学校長会）	2 期目	長
2	わだ さちこ 和田 幸子	女	学校教育（袖ヶ浦市学校司書）	1 期目	昭
3	おおとも しょうぞう 大友 省三	男	社会教育（袖ヶ浦市少年野球連盟）	1 期目	長
4	たなか ゆきお 田中 雪夫	男	社会教育（袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会）	1 0 期目	昭
5	はたけやま しんいち 畠山 真一	男	社会教育（袖ヶ浦市スポーツ協会）	3 期目	蔵
6	きむら いくこ 木村 育子	女	社会教育（袖ヶ浦市音楽協会）	8 期目	昭
7	ほんだ きよひと 本多 清人	男	社会教育（青少年相談員連絡協議会）	2 期目	長
8	はなざわ たつのり 花澤 辰則	男	社会教育（袖ヶ浦市 P T A 連絡協議会）	2 期目	根
9	いながき あきひこ 稲垣 昭彦	男	社会教育（袖ヶ浦市文化協会）	7 期目	昭
10	きそ の まき 木曾野 真紀	女	家庭教育（保育ボランティアグループ ひよこの会）	2 期目	蔵
11	こいずみ やすし 小泉 康	男	学識経験者	5 期目	昭
12	ささき まゆみ 佐々木 真由美	女	学識経験者	1 0 期目	昭
13	まつい きょうこ 松井 恭子	女	学識経験者	8 期目	根
14	にしだ たかし 西田 隆司	男	学識経験者	4 期目	平
15	さくま まさひろ 佐久間 正博	男	学識経験者	1 期目 (通算2期目)	長

委員任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日

○袖ヶ浦市社会教育委員に関する条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、袖ヶ浦市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、袖ヶ浦市教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

第2条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 袖ヶ浦市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも委嘱を解くことができる。

第4条 委員がその職務を行うために要する費用は、これを弁償する。

2 前項の費用弁償については旅費とみなし、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）の例によって支給するものとする。

第5条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し、必要な事項は規則で定める。

○袖ヶ浦市社会教育委員会会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令並びに袖ヶ浦市社会教育委員に関する条例（昭和46年条例第73号）第5条の規定により社会教育委員会会議の運営について定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 社会教育委員（以下「委員」という。）の会議には、委員の互選による委員長及び副委員長を置くものとする。

第3条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

第4条 委員長は、委員の会議を主宰する。

第5条 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第6条 委員の会議は、委員長が招集する。

第7条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに委員長があらかじめ、これを通知しなければならない。

第8条 招集は、開会の日前3日までにこれを通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第 9 条 委員の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。

(定例会及び臨時会)

第 10 条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

第 11 条 定例会は、年 2 回以上これを招集しなければならない。

第 12 条 臨時会は必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第 13 条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第 8 条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

(説明、資料の要求)

第 14 条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(関係職員の出席)

第 15 条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の庶務)

第 17 条 委員の会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課で行う。

君津地方社会教育委員連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、君津地方社会教育委員連絡協議会と称し、事務局を会長選出市の教育委員会における社会教育委員会議担当課に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に則り、君津地方の社会教育委員相互の連携を図り、もって君津地方の社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

- (1) 研修、講演会等の実施及び奨励
- (2) 情報交換及び調査研究
- (3) 君津地方社会教育推進大会の実施
- (4) 君津地方社会教育委員連絡協議会表彰の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、君津地方各市の社会教育委員をもって構成する。

(理事)

第5条 本会に、各市会員の代表として、理事を置く。

2 理事は本会の運営にあたる。

3 理事の定数は、木更津市4名、君津市3名、富津市3名及び袖ヶ浦市3名とする。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長3名及び監事2名を置く。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は理事の互選とし、監事は理事以外の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、理事会において選出し、直近の総会にて承認を得

るものとする。この場合において、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正副会長会議の議決をもって会長が委嘱し、本会の相談に応じ意見を述べるものとする。
- 3 顧問の委嘱期間は、委嘱した会長の任期満了までの間とし、再任は妨げない。

(参与)

第11条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、各市社会教育委員担当課長をもって充てる。
- 3 参与は、会議に出席し、本会の運営に助言することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は総会、正副会長会議又は理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は年1回とし、議決事項は次に掲げるものとする。

- (1) 予算、決算に関する事項
 - (2) 役員の承認
 - (3) 事業の計画及び報告
 - (4) 規約の改正に関すること。
- 2 総会の議長は、会長が務めるものとする。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 会員は、総会に出席できない場合は委任状(別記様式)を提出するものとする。
 - 5 前項に定める委任状は、出席会員数に数える。
 - 6 総会の議事は、委任状による出席者を含まない出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、規約の改正については、委任状による出席者を含まない出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。
 - 7 議事録は事務局が作成し、議長は議事録署名人を1名指名する。
 - 8 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は理事会の3分の1以上の要求があるときは、その件に限り招集することができる。

(正副会長会議)

第14条 正副会長会議は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の実施、予算の執行等に関することで重要なもの
 - (2) 君津地方社会教育推進大会の開催に関することで重要なもの
 - (3) 君津地方社会教育委員連絡協議会表彰者に関すること。
 - (4) 顧問の選出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営において重要な事項
- 2 正副会長会議は、正副会長の4分の3以上の出席により成立する。
- 3 正副会長会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 正副会長会議の議決は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員の選出に関すること。
 - (2) 総会の開催及び付議事項に関すること。
 - (3) 臨時総会の開催及び付議事項に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、正副会長会議において、理事会の議決が必要であると認められる事項に関すること。
- 2 理事会は、理事によって構成し、その過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 理事会の議決は、監事を除く出席理事の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の通知)

第16条 会議開催の場合は、日時及び議題を付し、会長があらかじめ通知する。ただし、急を要する場合は、議題を追加することができる。

(経費)

第17条 本会の経費は、各市負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

この規約は、昭和26年7月8日より施行する。

昭和30年8月9日

令和5年5月27日

氏名

令和 7 年度第 2 回

社会教育委員会議 資料

日 時 令和 7 年 7 月 1 1 日 (金)

午後 3 時 0 0 分～

場 所 袖ヶ浦市役所会議室 3-2

目 次

次第6 議 題

- (1) 委員長、副委員長の選出について・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について・ P 2～P 4
- (3) 袖ヶ浦市男女共同参画委員の推薦について・・・・・・・・ P 5～P 7
- (4) 令和7年度事業について
 - ・ 令和7年度そでがうらわんぱくクエスト・・・・・・・・ P 8～P 9
 - ・ 生涯学習、公民館活動、図書館、郷土博物館、
スポーツ振興・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10～P 32

次第7 報 告 ・ 連 絡

- (1) 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について・・・ P 33～P 37
- (2) 社会福祉協議会評議員の推薦について・・・・・・・・・・ P 38
- (3) 今後の事業の実施予定について
 - ・ 図書館だより（別紙）

議題 1 袖ヶ浦市社会教育委員委員長・副委員長の選出について

1 概要

袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則第2条の規定により、委員の互選により、委員長・副委員長を置くものとする。

2 任期

委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

3 職務

委員長は、委員の会議を主宰する。

副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

4 委員長・副委員長

(1) 委員長

(2) 副委員長

副委員長

議題（２） 令和８年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

令和８年袖ヶ浦市二十歳を祝う会

日時 令和８年１月１１日（日）

開式 午前１０時３０分 昭和、長浦、根形、平川地区

午後 １時３０分 蔵波地区

会場 昭和地区 市民会館

長浦地区 長浦交流センター

蔵波地区 長浦交流センター

根形地区 根形交流センター

平川地区 平岡交流センター

対象 平成１７年４月２日から平成１８年４月１日生まれの

・市内に住民登録をしている者

・袖ヶ浦市内の小・中学校を卒業し、他市町村に住民登録している者で、出席を希望する者

実行委員会構成員

新二十歳代表、社会教育委員、公民館運営審議会、青少年相談員、

青少年健全育成地区住民会議、生涯学習課、市民会館・各公民館

袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出

令和８年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について、例年どおり社会教育委員より、地区ごとに実行委員を選出するものです。

選出人数 ５名（昭和、長浦、蔵波、根形、平川地区 各１名）

※参考 R 7 実行委員 昭和：平川委員、長浦：佐久間委員、蔵波：木曾野委員、

根形：松井委員、平川：中山委員

昭和地区

長浦地区

蔵波地区

根形地区

平川地区



袖昭交第412号
令和7年6月18日

袖ヶ浦市社会教育委員長 様

袖ヶ浦市教育委員会
教育長 錫田 道雄



令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について（依頼）
向暑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととご推察申し上げます。
さて、例年各地区にて開催している二十歳を祝う会ですが、令和8年1月
11日（日）の開催に向けて準備を進めているところです。
つきましては、令和8年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員会を組織するにあ
たり、ご多忙の折恐縮に存じますが、下記により貴団体から実行委員を選出し
ていただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 選出依頼人数 5名（昭和、長浦、蔵波、根形、平川地区 各1名）
- 2 選出期日 令和7年7月16日（水）
- 3 提出方法 別添の二十歳を祝う会実行委員選任書を担当まで提出し
て下さい。なお、鏡文は不要です。

【連絡先】

袖ヶ浦市民会館（昭和交流センター）
担当：富士井
電話：62-3135

(社会教育委員用)

令和 8 年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員選任書

団体名 _____

記入者 _____

地区	氏 ^ふ り ^が 名 ^な	住 所	電話番号
昭和			
長浦			
蔵波			
根形			
平川			

【選出期限】

7 月 1 6 日 (水)

【提出先】

袖ヶ浦市民会館（昭和交流センター）へ提出して下さい。

1.7.2
1.111
袖教生

袖市協第808号

令和7年6月27日

袖ヶ浦市社会教育委員長 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



袖ヶ浦市男女共同参画会議委員の推薦について（依頼）

初夏の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市行政の推進にあたり、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では男女共同参画社会を実現するための組織として男女共同参画会議を設置しております。本会議は8名の委員から構成されており、各分野から広く意見を伺うため、貴団体から委員として1名をご推薦いただいているところです。

令和7年6月30日をもって退任となる 中山 正紀 様に代わり、新たに1名の委員をご推薦いただきたくお願い申し上げます。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和7年7月1日から令和8年3月31日までとなります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、新委員について、別紙の推薦書により令和7年7月4日（金）までにご推薦くださいますようお願い申し上げます。

※ 7月11日（金）の協議で可（確認済）

〔担当〕

袖ヶ浦市企画政策部市民協働推進課 依知川

袖ヶ浦市坂戸市場1-1

TEL 0438-62-3102（直通）

FAX 0438-62-3165

袖ヶ浦市男女共同参画会議委員推薦書

(任期 令和7年7月1日～令和8年3月31日)

(袖ヶ浦市社会教育委員)

【 候補者の情報 】

氏名 (ふりがな)	()	
生年月日	年	月 日生
住所		
電話番号	メイン	— —
	サブ	— —

【 所属先の情報 】

名称	袖ヶ浦市社会教育委員
住所	袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所生涯学習課内
電話番号	0438-62-2111 内線525

*上記の内容についてご記入をお願いします。

*審議会委員の男女構成比を平準化したいことから、貴団体からは、**男性**を推薦していただきたくお願いいたします。

袖ヶ浦市男女共同参画会議委員の概要

(1) 任期（2年）

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 調査審議事項

- ・男女共同参画社会に係る基本的な方針及び計画に関すること。
- ・男女共同参画社会の形成の促進に係る施策に関すること
- ・市の男女共同参画社会計画の推進に関すること。
（現行計画の期間：令和6年度～令和13年度）
- ・その他市長が必要と認める事項に関すること。

※男女共同参画会議は前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べ、又は提言することができます。

(3) 委員会の構成 8名以内

選出区分	定員
学校教育関連及び職場・企業関係等の部門から選出される者	6名
公募による市民	2名

(4) 会議開催予定

令和6年度 年1回（実施済）

令和7年度 年1回予定（8月開催予定）

※令和7年度については、市の総合計画の見直しに伴い、開催回数及び時期について変動する可能性があります。

(5) 報酬

日額 6,500円

【参考】袖ヶ浦市男女共同参画会議条例（抜粋）

（設置）

第1条 市は、男女が社会の対等な構成員として性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思によってあらゆる分野での活動に参画できる男女共同参画社会の実現を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市男女共同参画会議（以下「共同参画会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 共同参画会議は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会に係る基本的な方針及び計画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策に関すること。
- (3) 市の男女共同参画社会計画の推進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 共同参画会議は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 共同参画会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、市民の代表者、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、3人未満であってはならない。

令和7年度 そでがうらわんぱくクエスト事業 実施要項

1. 事業名 第30回 そでがうらわんぱくクエスト

2. キャッチフレーズ

「心に刻む 最高の夏!～ジブン、全力アツテート～」

3. 主催 袖ヶ浦市教育委員会



4. 趣旨

現代の子どもたちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、予測困難な状態（VUCAの時代）であると言われています。こうした状況下で、子どもたちが身につける力として、【課題に対応し、解決する力・コミュニケーション力・柔軟に考え行動する力】が求められています。本事業を通して、参加する子どもたちがこれらを身につけていくことを目指します。

自分たちで行程を考えながら、仲間と共同生活を送ることを通じて、地域の素晴らしさや温かさ、日常のありがたさを感じさせるとともに、未来の袖ヶ浦市を担う人材の育成を図っていきます。

5. 事業内容

自分たちで行き先を考え、袖ヶ浦市の自然、文化、歴史、地域との交流やふれあいを肌で感じながら、自分の足のみで踏破する事業です。参加者は男女別の班を作り、2泊3日を共に過ごしながら、力を合わせて乗り切ります。期間中は野外泊、自炊、徒歩移動を原則として活動します。

各班には、参加者の活動を見守る「カウンセラー」と呼ばれる成人の支援者と事業支援ボランティアが同行し、安全面のフォローを行います。また、朝夕に看護師による健康観察、熱中症対策として気温が高くなる時間帯には手足のアイシングを実施し、体調・健康面のフォローを行います。さらに、子どもたちが充実した3日間を過ごせるよう、野外生活に必要なスキルを身につけられる事前研修会を実施します。その他、わんぱくクエストのOB・OG等による後方支援体制の整備にも取り組みます。

6. 実施期間

令和7年7月28日（月）～7月30日（水） 2泊3日

7. 安全管理

- ・ 非常時に備えて本部を設置し、24時間体制でスタッフを配置します。
- ・ 本部カウンセラーと看護師を配置し、衛生指導、健康状態の把握や傷病者対応等を行います。
- ・ 各班に班対応カウンセラーと事業支援ボランティアが随行し、参加者の安全を見守ります。
- ・ スタッフによる安全管理に関する研修を行い、緊急時の対応について共通理解を図ります。
- ・ 暑さ指数を常に注視し、31℃以上の場合は、原則野外活動を控えるよう対応します。
- ・ 災害及び事故発生時は、緊急時対応マニュアルに則り、迅速に対応します。

8. 参加者

- ・ 袖ヶ浦市に在住の小学校5年生から中学生で、保護者の参加同意が得られる方
- ・ 定員 42名 応募者多数の場合は抽選（応募状況により班編成を決定）
- ・ 7月12日（土）に予定の事前研修会に参加できる方
- ・ 健康（大人の支援なし）で3日間の集団生活が可能な方
- ※ 薬の管理やアレルギー食品の除去が必要な際はご相談ください。
- ・ 参加費6,000円（保険代・活動費を含みます）
- ※ 持ち物は、普段使用しているものを想定していますが、必要により準備をお願いする場合があります。
- ・ 災害等の諸事情により、事業を中止・変更する必要があることを予め了承いただける方

9. 期待される成果

- ① 非日常で生活することで、「課題に対応し、解決する力」や「柔軟に考え行動する力」を身につけることができる。
- ② 仲間との共同生活や地域とのふれあいを通して、コミュニケーション力を育むことができる。
- ③ 「日常のありがたさ」や「家族の温かさ」といった感謝の気持ちを育むことができる。
- ④ 「地域の素晴らしさ（自然・文化・歴史・産業等）」に気づくことができる。
- ⑤ 生活していく上で必要な技術を身につけることができる。

10. わんぱくルール

- ① 礼儀正しく、節度を守って行動し、感謝の気持ちを大切にします。
 - ② どんな時も班の仲間と助け合い、全員で行動します。
 - ③ 自然体験や農業体験、ボランティア体験等に進んで挑戦し、自らの見聞を広げます。
 - ④ 一日一回以上はお米を炊いて食事をします。
- ※ 米以外の食料品は持参しません。
- ※ 火を使う場合は、全てガスコンロを使用します。
- ⑤ 野外泊・徒歩移動を原則とします。
 - ⑥ 一日の活動費は水分購入費200円を含めた一人700円とします。
 - ⑦ 本研修は7月28日（月）～7月30日（水）とし、その期間は保護者や他の班と接触しません。
 - ⑧ 活動範囲は、袖ヶ浦市内とし、期間中にゴールできる範囲とします。

11. その他

- ・ 7月12日（土）に、参加者を対象とした事前研修会を実施し、カウンセラーや班員の顔合わせ、持ち物の確認、野外活動のスキルアップ等を行います。
- ・ 7月28日（月）に袖ヶ浦市役所南庁舎市民交流広場において出発式を行い、その後、班ごとに活動を開始します。
- ・ 7月30日（水）15:00～16:00の間に袖ヶ浦市役所特設会場へゴールした後、到着式を行い、現地で解散とします。
- ・ 参加者は携帯電話やゲーム機等は持参しません。（カウンセラーのみ携帯電話を持参）
- ・ 参加者、保護者、スタッフにアンケートを実施し、満足度や改善点を調査します。
- ・ 感想、アンケート結果を掲載した記録集を作成し、配布します。



議題（３）令和７年度事業について

VIII 生涯学習

1. 令和７年度生涯学習課事業一覧

(単位:千円)

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	社会教育委員関係費 (1,293)	社会教育法第17条の規定に基づき、社会教育(体育)に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて意見を述べるため必要な調査、研究等を行います。	定例会5回 各種大会及び研修会等	委員 15人
2	生涯学習のまちづくり推進事業 (276)	市民の生涯を通じた学習活動を推進するため、生涯学習関連団体と連携し、生涯学習推進体制の充実を図ります。 また、社会教育・学校教育関係者が集い、生涯学習の意義について市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図ります。 加えて、第五次子ども読書活動推進計画策定検討委員会を開き、計画の策定を行います。 ・生涯学習推進大会 ・市職員出前講座 ・第五次子ども読書活動推進計画	通 年 2月14日 生涯学習推進大会	社会教育及び学校教育関係者 (約400人)
3	市民三学大学講座経費 (1,168)	自己啓発に取り組む市民の学習活動を推進するため、様々な分野の著名人による講座を提供し、人間性豊かな市民の育成を図ります。 (共催事業) ・青少年健全育成推進大会(第1回) ・生涯学習推進大会(第2回)	(全2回) 7月5日 2月14日	市 民 900人
4	社会教育関係団体振興事業 (10,733)	市民の社会教育活動が自主的かつ活発に活動できるよう、社会教育関係団体活動費の一部を助成します。 (1) 社会教育関係団体(7団体) ・文化協会 ・子ども会育成会 ・PTA連絡協議会 ・ボーイスカウト育成会 ・ガールスカウト87団育成会 ・音楽協会 ・レクリエーション協会 (2) 社会体育関係団体(4団体) ・スポーツ協会 ・少年野球連盟 ・サッカー協会 ・ターゲットバードゴルフ協会 (3) 社会教育関係団体連絡協議会事務局	通 年	(加入人員) (250人) (200人) (4,620人) (55人) (12人) (200人) (30人・3団体) (2,567人) (152人) (300人) (48人)
5	家庭教育総合推進事業(18)	各関係機関と連絡調整を行い家庭教育事業の円滑な推進を図ります。 ・家庭教育推進協議会	3回	社会教育関係者等

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
6	生涯学習ボランティア促進事業 (2,079)	市民の主体的な学習活動を支援するボランティアを養成し、地域人材の活用を図る。 (1) 社会教育推進員 社会教育機関が実施する各種事業の企画・運営に携わる社会教育推進員を各公民館、図書館などに配置し、地域の教育力向上を目指します。 ・社会教育推進員養成講座 社会教育推進員が社会教育活動を推進していく上での知識、技術の習得を図ります。 ・社会教育推進員研修会 事業運営等に携わった経験の発表や視察研修などを通し、担当事業の円滑な推進を図ります。 (2) 保育ボランティア 幼児期の子を持つ保護者の学習機会を確保し、公民館事業等への参加を支援するため保育ボランティアを育成します。 ・保育ボランティア養成講座 保育ボランティアに必要な基本的知識技術の習得を図ります。 (3) ユースボランティア 高校生・大学生を対象にボランティアを募集し市主催事業に参加してもらうことにより、生涯学習を側面から支えるボランティアを育成します。 (4) アドバイザーバンク 優れた知識・特技を持つ地域の人材をアドバイザーバンクに登録し、各種講座やサークル活動、学校等の様々な学習場面で講師として紹介します。	通 年 年間1回 年間1回 年間1回	市民、社会教育関係者等
7	生涯学習奨励事業 (311)	市民の生涯学習活動を促進するため、基金運用益をもとに文化・スポーツ活動で特に顕著な成績を収めた個人、団体を表彰します。 ・生涯学習推進大会	2月14日	青少年・成人
8	県所管事業	家庭教育に携わる方やPTA等の学習機会の充実を図るため、千葉県教育委員会主催事業に参加します。 ・社会人権教育中央研修会、地区別研修会		社会教育関係者等
9	施設管理事業 (840)	市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、地域住民が研修や集会等を行う拠点である地区会館を管理します。	通 年	

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
10	青少年問題協議会 関係費 (51)	青少年に関する施策の関連調整を行うとともにその効果的な推進を図ります。 ・青少年問題協議会	10月28日	協議会委員 17人
11	青少年育成関係事業 (994)	青少年育成関係事業を円滑に遂行するため、青少年健全育成関係団体等の連絡調整を行うほか、青少年育成袖ヶ浦市民会議・少年少女発明クラブを援助します。	通 年	
12	青少年育成袖ヶ浦 市民会議 (1,175) ※市民会議予算	家庭、学校、地域社会が一体となり地域に密着した実践活動を通して青少年の健全育成を図ります。 ・青少年健全育成推進大会	通 年 7月5日	関係者及び 団体、市民
13	そでがうらわんぱく クエスト事業 (1,346)	青少年に野外での非日常的な体験（全行程徒歩移動・野外泊・自力生活等）をさせることにより、自然や地域の方々とのふれあいを通じてたくましい心身を育むとともに、未来の地域を担う人材の育成を行います。	7月28日～30日	小学5年生～ 中学3年生
14	放課後子供教室推進事業 (2,413)	放課後の学校を活用して、安全で安心な子どもの活動場所を設け、地域住民・保護者ボランティア協力のもと学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。 長浦小学校では、専門家の指導による健康推進講座に参加しながら子どもの活動と下校を見守る「ちょいボラ講座」も実施します。	通 年	昭和小学校 長浦小学校 根形小学校 児童
15	青少年相談員活動 事業 (3,940)	青少年の健全育成を図ることを目的に各種会議、子どもスポーツ大会、ふれあいフェスティバル、支部活動等を実施します。	通 年	青少年相談員 64人
16	学校音楽鑑賞事業 (1,000)	オーケストラの音楽を生で鑑賞し、また、体験することで、音楽への興味関心や、音楽活動参加への機運を醸成することを目的に、千葉県・県教育委員会・実行委員会との共催で実施します。	11月17日 12月15日	平岡小学校 中川小学校 児童・職員及び 保護者等
17	芸術鑑賞助成事業 (900) (助成金予算額)	優れた舞台芸術を鑑賞することにより、芸術に対する理解と情操を養い、市民の文化の向上を図ります。 ○市民芸術劇場の開催支援	9月28日	
18	芸術活動普及事業 (352)	芸術作品の展示や市民が主催する袖ヶ浦美術展の開催の支援を行い、市民の芸術への興味関心を高めるとともに、芸術活動への参加意識の向上を図ります。	袖ヶ浦美術展 11月10日～16日	
19	文化財審議会関係 費 (242)	市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を具申します。また、文化財の保護のための調査研究活動を行います。	通 年 (会議4回)	委員 7人

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
20	総合的な文化財の 保存・活用事業 (2,185)	市内に所在する文化財を後世に伝えるため、指定文化財管理者に対して、管理費用などの補助金を交付します。また、腐朽しやすい鉄製品の保存処理等、文化財の総合的な保存・活用を図ります。	通 年	
21	埋蔵文化財整理棟 施設管理事業 (693)	埋蔵文化財保護に関わる施設を維持管理します。	通 年	
22	埋蔵文化財調査事業 (16,910)	市内に所在する遺跡について、各種開発行為のための事前調査のほか、重要な遺跡についてはその価値を明らかにするための調査を実施します。また、記録保存した遺跡は、発掘調査報告書として刊行します。	通 年	
23	山野貝塚保存活用 事業 (21,482)	国史跡山野貝塚について、整備基本計画に基づき、基本設計及び実施設計を作成します。また、史跡の適切な保護のため史跡指定地の公有地化及び未指定地の指定を進めます。さらに、令和6年度に実施した発掘調査の報告書を刊行するとともに、ボランティア活動の推進等により、山野貝塚の重要性を周知し、市民の山野貝塚の保存活用に対する理解を高めます。	通 年	

IX 公民館活動

1. 経営方針

市民会館・公民館は、第三期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり」の実現に向けた目標のうち、「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します」のための取組を進めていきます。また、各種団体との連携をより密にし、市民の主体的な学習活動を支援します。さらに、地域における生涯学習の拠点づくり、市民の声を活かした公民館事業の運営及び社会教育の充実・発展を目指します。

2. 重点施策

市民会館・公民館は、基本目標の実現に向けた目標の一つである「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します」のための施策の方向性を重点施策とします。

施策の方向性（1）一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

施策① 市民への学習機会の提供と情報の発信

施策の方向性（2）家庭と地域の教育力の向上

施策① 家庭の教育力向上のための支援

施策② 地域の教育力の向上

施策の方向性（3）つながり、支えあう社会教育の充実

施策① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

施策② 社会教育関係団体の活動への支援

施策③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進

3. 令和7年度講座・教室等一覧

※は地区限定となります。

市民会館 Tel 62-3135

講座名等	実施期間等	対象者等
うたたねハッピーくらぶ (平川公民館と共催)	6月～12月 7回	0歳から就学前の幼児と保護者 25組
小学校家庭教育学級 ※	7月～12月 4回	小学生の保護者 各回募集
中学校家庭教育学級 ※	7月～12月 4回	中学生の保護者 各回募集
子どもチャレンジ教室	5月～1月 7回	小学4～6年生 30人
世代間交流事業	11月 1回	高齢者及び小中学生とその家族
女性セミナー	6月～12月 7回	成人女性 40人
大人のチャレンジ講座	10月～12月 3回	成人男女 20人
単発講座 ※	12月 1回	成人男女 50人
昭和ふれあい教室 ※	5月～12月 8回	60歳以上の男女 120人
地域人材育成講座 ※	10月 1回	成人男女 20人
第38回市民会館まつり	11月1日、2日	市民
第43回市民音楽フェスティバル	11月23日	市民
第38回芸能文化まつり	1月25日	市民
子ども会支部活動への支援	通年	子ども会昭和支部(単位子ども会 4団体)

平川公民館 Tel 75-2195

講座名等	実施期間等	対象者等
うたたねハッピーくらぶ (市民会館と共催)	6月～12月 7回	0歳から就学前の幼児と保護者 25組
小学校家庭教育学級 ※	4月～1月 5回	小学生の保護者 各回募集
中学校家庭教育学級 ※	4月～1月 5回	中学生の保護者 各回募集
子どもクラブ ※	7月～1月 5回	小学1～6年生 各回募集
書き初め教室 ※	12月 1回	小学3～6年生 25人
園芸講座	5月～2月 8回	成人男女 25人
初心者・シニア向けスマートフォン教室	5月～1月 5回	成人男女 各回20人
単発講座	6月～2月 2回	成人男女 各回募集
平川生活いきいき講座 ※	5月～2月 7回	60歳以上の男女 30人
ご近所高齢者講座 ※	7月～12月 2回	60歳以上の男女 20人
災害「避難」を学ぶ講座 (地域人材育成講座) ※	6月～2月 5回	成人男女 20人
第37回公民館まつり	11月15日、16日	市民

長浦公民館 Tel 62-5713

講座名等	実施期間等	対象者等
子育てパパ応援講座	7月～12月 4回	2歳から就学前の幼児と父親 20組
小中学校家庭教育学級 ※	7月～1月 6回	小中学生の保護者 各回募集
わんぱく教室 ※	5月～1月 7回	小学校高学年 30人
まるごと体験セミナー	8月～2月 4回	成人男女 16人
ながうら遊学塾	5月～1月 6回	成人男女 50人
お正月飾りづくり講習会	12月 1回	成人男女 25人
長浦さわやかスクール ※	5月～12月 6回	60歳以上の男女 250人
地域人材育成講座	6月～11月 5回	高校生～25歳くらいまでの男女 15人
第38回公民館まつり	11月15日、16日	市民

根形公民館 Tel 62-6161

講座名等	実施期間等	対象者等
幼児家庭教育学級	9月～10月 2回	2歳～就学前の幼児と保護者 20組
小中学校家庭教育学級 ※	6月～12月 5回	小中学生の保護者 各回募集
花まる絵画教室	6月～12月 6回	小学校低学年 16人
子ども絵画教室	5月～1月 9回	小学校高学年 16人
ねがたオープンキャンパス (ねこまろ) ※	7月～8月 4回	根形地区の青少年及び登録サークル等
成人絵画教室	5月～2月 10回	成人男女 15人
地域再発見講座	6月～1月 7回	成人男女 20人
根形ニコニコ教室 ※	5月～2月 10回	60歳以上の男女 60人
地域人材育成講座 ※	9月～2月 3回	根形地区住民
第39回公民館まつり	11月1日、2日	市民
根形公民館サークル作品展	3月	講座生・サークルによる交流・展示

平岡公民館 Tel 75-6677

講座名等	実施期間等	対象者等
お子さんと一緒に！健康な心と 体づくり講座(幼児家庭教育学級)	6月～12月 5回	2歳～就学前の幼児と保護者 25組
小学校家庭教育学級 ※	7月～1月 5回	小学生の保護者 各回募集
ひらおか子ども教室 ※	6月～2月 6回	小学生 各回募集
国際理解セミナー	9月～1月 5回	成人男女 30人
わくわく女性倶楽部	5月～2月 6回	成人女性 40人
ひらおかハッピータイム ※	12月 1回	子どもから高齢者 25人
ひらおかシニアセミナー	5月～1月 6回	60歳以上の男女 40人
みんなでつくる地域の避難所 講座(地域人材育成講座) ※	7月～11月 3回	平岡地区住民 各回募集
第18回文化・スポーツまつり	11月1日、2日	市民

各館共通

公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画実施について調査審議する機関です。 定期利用団体等を中心に公民館の効果的な利用について意見を求めます。 地域住民の代表として、公民館事業の企画、運営を行います。 20歳となった青年を地域ごとに祝います。令和8年1月11日実施。 青少年の健全育成を推進するために青少年相談員の支部活動を支援します。 青少年の健全育成を地域全体で推進するための活動を支援します。
利用者懇談会	
社会教育推進員活動	
二十歳を祝う会	
青少年相談員支部活動	
地区住民会議	

X 図 書 館

1. 経営方針

図書館は、第三期教育ビジョンにおける施策の方向性の一つである「一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実」を推進するため、「市民に親しまれる図書館活動の充実」に取り組みます。

そのため、袖ヶ浦市第4次図書館サービス網計画に基づき、乳幼児から高齢者まで地域の特性に則した、市民の多種多様・高度化する要求に応えられる図書館サービスの充実を図ります。また、市民一人ひとりの学習課題、生活課題、地域課題の解決を支援します。

2. 重点施策

(1) 資料及び情報の収集、提供等

市民の多種多様な読書要求に応え、高度化する課題の解決を支援するため、社会情勢や地域の実情に留意しつつ、「袖ヶ浦市立図書館資料収集規程」及び「袖ヶ浦市立図書館資料選定基準」に基づき、図書館資料の充実を図ります。

資料や情報の提供にあたっては、利便性に配慮し、地域や年代等にかかわらず広く市民が利用できるよう努めます。また、地域の身近な情報拠点として、市民の様々な課題の解決を支援します。

- ・市民に最新の情報を提供するため、開架書架の4%程度を更新できるよう新刊図書等を収集するとともに、郷土行政資料について寄贈を積極的に呼びかけます。
- ・電子データで公表された行政資料を製本し図書館資料として受け入れるほか、さらに電子資料としても収集します。
- ・図書館や市における情報伝達手段を活用して、図書館の利用についての広報を行い、図書館の利用喚起を図ります。
- ・袖ヶ浦高校の新入生に利用申込書を配布し、申込希望者は学校を通じて申し込めるようにすることで、新規登録者数と利用の増を目指します。
- ・幅広い年代に対して図書館の豊富な蔵書を幅広く紹介する様々な企画を推進し、利用の拡大に努めます。また、SDGsの17の目標に対応した資料の収集と提供を推進します。
- ・図書館へ来館しなくてもインターネットを通じていつでも利用できる電子図書館サービスを実施し、令和5年度から開始した電子申請による図書館利用申込と併せて周知し、市民の読書環境の充実と図書館の利用機会の拡大を図ります。
- ・個人への貸出だけでなく、学校や地域、企業等における読書活動を支援する団体貸出サービスを推進します。
- ・図書だけでなくインターネットやデータベース等も活用し、個人の調査研究や行政機関等における情報収集など様々な課題解決を支援するため、資料及び情報の提供・紹介等を行うレファレンスサービスを推進します。

(2) 利用者に応じたサービス

市民の様々なニーズに対応するため、利用者の特性に応じたきめ細かいサービスを展開します。

①乳幼児と保護者に対するサービス

- ・家庭における読書活動を推進するため、4か月児教室でブックスタート事業及び個別の読み聞かせの「すきすき絵本タイム」を実施します。
- ・乳幼児を対象とする絵本の読み聞かせ、手遊びなど子どもの発達段階に応じたおはなし会を実施し、乳幼児が保護者とともに読書に親しむことのできる環境の充実を図ります。
- ・対象年齢別のおすすめ図書リスト発行や児童室でのおすすめ図書の展示等を通じて、保護者が読書に関心を持ち、親子で読書活動を楽しむための情報提供を積極的に行います。
- ・おはなし会ボランティア養成講座中級編を開催し、素話のできるボランティアの増員と、おはなし会のさらなる充実を図ります。

- ・幼稚園、保育所や子育て支援施設等への出張おはなし会を行い、乳幼児の読書活動の支援を行います。

②児童・青少年に対するサービス

- ・児童・青少年が本に親しみ、読書の楽しさを体験できるように、子どもの発達段階に応じたおはなし会を実施するとともに、小中学校等への出張おはなし会を実施します。
- ・おはなし会ボランティア養成講座中級編を開催し、素話のできるボランティアの増員と、おはなし会のさらなる充実を図ります。(再掲)
- ・対象年齢別のおすすめ図書リストの発行や児童室、青少年コーナー等でのおすすめ図書の紹介展示を行います。
- ・カウンターで読書相談やレファレンスに応じるほか、学校への団体貸出を通じて児童・生徒の調べ学習や読書活動を支援します。
- ・「こどもの読書週間記念行事」や「夏のトショロフェア」など、子どもが読書に関心を持つきっかけとなるイベントを開催します。
- ・袖ヶ浦高校の新入生に利用申込書を配布し、申込希望者は学校を通じて申し込めるようにすることで、新規登録者数と利用の増を目指します。(再掲)
- ・市内の中学校・高等学校と連携し、中学生や高校生の読書意欲を喚起する取組を積極的に推進します。
- ・デージー図書(視覚障がいなどにより活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格)を活用し、学習障がい、発達障がい、知的障がい等により読みに苦手さのある子どもに対する読書支援を図ります。

③成人に対するサービス

- ・20代から50代の市民が抱える就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事、また、子育て、教育、若者の自立支援や健康・医療、福祉、法律など様々な課題について、資料の充実と活用を図ります。また、社会の変化や技術の進展に的確に対応し、データベース等の電子資料も活用し、利用者が求める資料や情報の提供を適切に行えるよう努めます。
- ・課題解決支援の一環として、勤労世代の関心の高いテーマを取り上げた講座を開催します。

④高齢者に対応するサービス

- ・介護予防・健康づくりに関する資料、趣味や社会参加などセカンドライフの充実につながる資料のほか、大活字本や朗読CDなど高齢者でも読書に親しみやすい資料の充実と活用を図ります。

⑤図書館利用に障がいのある人に対するサービス

- ・心身の障がいや長期のケガ、病気等により図書館への来館が困難な市民への配送貸出し、活字による読書が困難な市民へのデージー図書の提供などの障がい者サービスを実施します。
- ・デージー図書を活用し、学習障がい、発達障がい、知的障がい等により読みに苦手さのある子どもに対する読書支援を図ります。(再掲)
- ・電子申請による袖ヶ浦市立図書館利用申込の受付、ホームページからのレファレンスや未所蔵リクエストの申し込みの受付、電子図書館など、日常的な図書館利用が困難な市民に対してインターネットを活用したサービスの周知に努めます。

⑥多文化サービス

- ・外国の言語や文化に対する関心を高めるため、各国事情に関する図書や外国語図書を収集し、その紹介に努めるとともに、外国語図書を活用した取組を行います。
- ・図書館で所蔵する多言語対応の電子絵本を活用し、日本語を母語としない子どもに対する読書支援を図ります。

(3) 多様な学習機会の提供

多様化する課題に的確に対応するため、様々な関係機関と連携して資料や情報、学習機会を提供します。また、市民ボランティアと連携した事業を展開し、事業の充実を図るとともに、住民相互の交流を促進します。

- ・市内の幼稚園、小中学校及び高等学校と連携し、児童生徒のおすすめ図書や作品を図書館で紹介、展示します。
- ・公民館、郷土博物館と事業の連携を図り、公民館事業への講師派遣や資料提供、郷土博物館と連携した資料展示などを行います。
- ・おはなし会ボランティア養成講座中級編を開催し、素話のできるボランティアの増員と、おはなし会のさらなる充実を図ります。(再掲)
- ・様々な機会を通じて、図書館ボランティアの企画事業を推進するとともに、図書館で活動するサークルに成果発表の場を提供します。
- ・読書普及事業終了後に参加者へのアンケート調査を実施し、市民の声を反応させるとともに、懇談会を実施し、参加者の交流の場を設けます。
- ・図書館が広く市民に利活用されるために、市及び図書館の広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用して、図書館の資料や読書普及事業等について積極的な情報発信を行います。

3. 令和7年度図書館事業一覧

(単位：千円)

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	図書館協議会 関係費 (229)	地域住民と図書館の架け橋的役割を担う委員 が、図書館の持つ課題について研究協議し、図 書館奉仕活動の振興を図ります。	会議 2回 7月・2月 視察 1回10月	協議会委員 10人
2	図書館運営事 務費 (74,633)	市民に親しまれる図書館活動の充実を目指し、 中央図書館、長浦おかのうえ図書館、平川図書館、 交流センター図書室を有機的に結合させ、「いつ でも、どこでも、誰でも、どんな資料でも」利 用できる図書館づくりを進めます。	開館日数 中央・長浦 297日 平川 301日 根形・平岡 302日	市全域
3	図書館資料購 入費 (24,271)	中央図書館、長浦おかのうえ図書館、平川図書 館、交流センター図書室の資料を計画的に整備 し、市民の生涯学習要求に応じた資料の充実を 図ります。	通年	市全域
	(1) 図書購入 (19,328)	・中 央 4,048冊 ・長 浦 4,175冊 ・平 川 1,097冊 ・根 形 230冊 ・平 岡 222冊 計 9,772冊		
	(2) 視聴覚資 料購入 (262)	・DVD 5点 ・コンパクトディスク 53点 計 58点		
	(3) マイクロ フィルム等購 入 (244)	全国紙の千葉版及び地方新聞のマイクロフィ ルム、DVD-ROMを収集し、地域の遡及的な調 査研究に役立てます。 ・朝日、読売新聞 (千葉版) ・新千葉新聞 ・千葉日報縮刷版 DVD-ROM版		
	(4) 新聞・雑 誌購入 (2,907)	＜新聞＞ ＜雑誌＞ ・中 央 11紙 77誌 ・長 浦 10紙 51誌 ・平 川 3紙 19誌 計 24紙 147誌		
	(5) その他 (1,530)	・官報情報データベース、法情報データベース ・図書データ作成委託 ほか		
4	電算処理事業 (18,121)	中央図書館、長浦おかのうえ図書館、平川図書 館、交流センター図書室のネットワークを活用 し、迅速かつ均一な図書館サービスの提供を図 ります。 また、ホームページを充実させ、利便性の向上 と図書館からの情報発信に努めます。 ・図書館電算システム (図書館業務用クラウドシ ステム及び電算機器一式) ・読売新聞、日本経済新聞データベース	通年	市全域

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
5	読書普及事業 (990)	読書に関する様々な講座・講演会を開催し、より広範囲な住民の図書館利用の促進と、読書の質的向上を図ります。		市全域
	(1) 児童奉仕 推進事業 (82)	読書への導入として、乳幼児期から子どもの発達段階に応じた各種おはなし会を行います。 また、ボランティアを育成し、おはなし会の更なる充実を図ります。 ・こどもの読書週間記念行事 ・おはなし会 ・えほんのひろば ・おひざにだっこのおはなし会 ・すきすき絵本タイム ・出張おはなし会 ・おはなし会ボランティア養成講座	通年 全館 図書館3館 〃 〃 根形・平岡 保育所ほか 年5回	0歳～小学生 4歳～小学生 3歳～小学生 0歳児～ 〃 市全域 ボランティア
	(2) ブックス スタート (733)	乳幼児期からの読書活動を推進するため、保健センターの4か月児教室開催時に、ボランティアが幼児向け絵本の読み聞かせを行いながら絵本などを手渡します。	通年 保健センター 12回	市内在住の0 歳児
	(3) 子どもの 本の講座 (101)	子どもの本について様々な角度から取り上げて、子どもの本と読書に対する興味を深めます。	10月 (1回)	90人
	(4) 資料展示 (3)	図書館所蔵資料の中から特定のテーマのものを取り上げて展示することにより、ふだん目にふれにくい資料を紹介し、読書に対する興味を深めます。	通年 (3回)	
	(5) 視聴覚資 料活用事業 (4)	図書館所蔵の視聴覚資料を有効に活用し、ボランティアと協働し、映画会を行います。	通年 名画 12回 子ども 5回	【定員】 中央 50人 長浦 120人 平川 30人
	(6) 夏のトシ ヨロフエ (5)	夏休み期間中に、子どもの知的好奇心を刺激する講座や、親子で読書を楽しむ様々な催しを行い、図書館に親しみながら、将来の図書館を活用した生涯学習のための基礎をつくる場とします。	7月～8月	
	(7) 読書の秋 トシヨロフエ ア (5)	読書週間（10月27日～11月9日）の前後に、市民がより読書と図書館に親しめるような様々な催しを行うとともに、図書館利用グループ等の学習成果発表の場を設けて、市民の交流の場とします。	10月～11月	
	(8) 本・雑誌 リユース・ デー (10)	複本所蔵、内容の改訂等により除籍した図書・雑誌を、学校や保育所等公共施設で再利用を図るとともに、広く市民の利用に供します。	12月予定 (隔年1回)	
	(9) 障がい者 サービス (40)	図書館利用に障がいのある市民を対象に、宅配サービスを実施するほか、視覚や読みに障がいがある市民も利用しやすい資料を提供します。	通年	

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
	(10) 社会教育推進員活用事業 (7)	市民のリーダーとして社会教育推進員を養成し、図書館事業に活用していくことで、地域の教育力の向上と新しい図書館づくりを目指します。	会議 3回 5月・9月・2月	推進員 13人
6	長浦おかのうえ図書館運営事業 (37,963)	長浦おかのうえ図書館を支障なく運営できるよう、施設の整備と円滑な維持管理を図ります。	通年	一般
7	電子図書館サービス事業 (1,894)	学業や仕事などで余暇時間が少なく、図書館へ来館する機会を持つことが難しい方でも24時間好きな時に図書を借りることができる電子図書館サービスを実施し、更なる市民の読書環境の充実と、図書館の利用機会の拡大を図ります。 ・電子書籍 250タイトル ・クラウド使用料	通年	市全域
8	施設管理事業 (22,999)	中央図書館を支障なく運営できるよう、施設の整備と円滑な維持管理を図ります。	通年	一般

XI 郷土博物館

1. 経営方針

郷土博物館では、第3期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かで いきいきとした人づくり」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場を提供し、地域の人づくりや絆づくりに貢献するとともに、郷土の歴史と文化を学び後世に伝える活動を推進します。

そのため、郷土博物館は、「袖ヶ浦市郷土博物館の使命」に示す4つの項目を重点施策とし、国史跡・山野貝塚をはじめ、市内の文化遺産（地域資料）についての調査研究活動及び収集・保管・展示を行い、市の歴史を探ります。

また、市民学芸員・友の会等との協働により教育普及事業・博学連携事業のさらなる充実を図り、市民や学校への学習支援を行い、市民活動の場、知的交流の場としての利用を促進するとともに、その担い手である市民学芸員・友の会員をはじめとした人材の育成にも力を入れて参ります。

引き続き、多くの来館者が安心・安全に利用していただけるように、施設を適切に管理します。

2. 重点施策

(1)地域の文化的な個性を探り、継承し、その発信拠点となります。

博物館活動の原点である地域における調査研究と地域資料の収集・保存・管理に努め、市民の共有財産として次世代に継承します。特に、上総掘りの技術については、技術の伝承と保存に努めます。

また、地域資料の調査研究の成果を各事業の開催により市民と共有します。

さらに、ホームページ・新聞等を活用して博物館活動を広くPRし博物館利用の促進を図ります。

調査研究

- ・旧石器時代に関する調査
- ・袖ヶ浦市の弥生時代・古墳時代に関する調査
- ・中世荘園に関する調査
- ・古代の植物利用に関する調査

地域資料管理活用事業の展開

- ・地域資料の調査収集及び活用
- ・収蔵保管資料の適正な管理
- ・収蔵資料の修復委託（奈良輪漁業組合資料）
- ・ホームページによる情報発信
- ・古文書等表題データベース作成
- ・埋蔵文化財写真デジタル化
- ・『袖ヶ浦市史研究』第23号原稿募集
- ・地域文化財冊子刊行

(2)市民の学習の場・知的交流の場となって、地域文化の向上に貢献します。

市民の学習や知的交流の場として、市民の多様なニーズを考慮しながら、企画展や各種イベントを計画的に開催します。また、市民が自らの意志で参画できる事業を企画し、地域の学習力や地域文化の向上に貢献します。

博学連携事業は小学校の学習指導要領に基づき、更なる充実を図るため、身近な学びの場として子どもたちが日常的に活用できるように博物館活動の周知に努めます。

さらに、博物館活動のパートナーである市民学芸員や友の会の活動を支援するとともに、新たな人材の発掘と育成を図り、市民と共に歩む博物館活動の充実に努めます。また、市内外の各種団体との連携により地域の魅力発信に努め、地域文化の向上に貢献します。

① 展示更新推進事業の展開

- ・企画展 3 回
 - i 企画展Ⅰ「村のくらしと一大事 江戸時代の事件記録を読む」
 - ii 企画展Ⅱ「鳥をめぐるものがたり」
 - iii 企画展Ⅲ「袖ヶ浦の美術Ⅲ 飯塚勝康展」(仮)
- ・常設展示の部分更新
- ・旧進藤家住宅での各種展示
- ・ロビー展示・ミニ企画展等の開催
- ・万葉植物園の活用(市民学芸員協働実施)
- ・指定文化財の活用

② 教育普及事業の推進

- ・そではく考古学講座の開催
- ・博物館講座「袖ヶ浦学」の開催
- ・友の会、市民学芸員、上総掘り技術伝承研究会等諸団体との協働による事業の開催
- ・夏の子ども向けイベントの開催
- ・市民学芸員イベントの開催

③ 博学連携事業の拡充

- ・校外学習支援(市内・市外)
- ・資料の貸出
- ・学習相談
- ・教員対象研修の実施
- ・学校向けワークシートの作成・更新・活用
- ・アウトリーチ活動(出前講座・出前授業・現場出張)
- ・山野貝塚体験型プログラムの活用
- ・学校図書館との連携促進(物流システムの活用)

④ みんなにやさしい事業の推進

- ・高齢者施設との連携(博福連携:博物館と福祉施設等の連携)
- ・多言語対応の推進

⑤ ボランティアの養成と支援

- ・市民学芸員主催イベント(子どもの日イベントなど)への支援
- ・市民学芸員フォローアップ研修の実施と市民学芸員の生涯学習サポート
- ・市民学芸員養成講座の実施と新規市民学芸員の育成
- ・地域史掘り起こし研究への支援
- ・グループ活動の支援
- ・館蔵資料整理

⑥ 上総掘り技術伝承研究会活動の支援

- ・活動場所の確保
- ・資材調達
- ・活動 P R

⑦ 郷土博物館友の会活動の支援

- ・『友の会だより 57・58 号』の発行
- ・友の会各グループ活動(凧の会・仏像を学ぶ会・太古の会、古文書いろはの会、機織りの会、盆栽愛好会、植物画葉月の会)への支援
- ・友の会グループ主催イベント(新春凧揚げ会、盆栽展示など)への支援

(3)市民の生涯学習拠点としての安全・安心な施設を提供します。

市民の快適な学習環境を整えるために管理施設について定期的に点検を実施し、状況を把握します。また、不具合が生じた箇所については、修繕等を行い、施設を維持管理し、安全な学習環境を整えます。

施設管理事業

- ・安全点検の実施(月 1 回)
- ・避難訓練、消火訓練及び救急訓練の実施
- ・I P M (日常的に収蔵環境を管理し、薬剤だけに頼らず文化財等をカビや虫等の有害生物から防除する方法:総合的病害生物管理)の理念に基づいた展示、収蔵環境管理の実践
- ・日常的な施設の維持管理及び修繕による安全確保

(4)博物館の社会的役割を意識し、地域に貢献します。

学校・他の社会教育機関・博物館等とのつながりや地域の企業、NPO等との交流・連携をより強化するとともに、袖ヶ浦公園・周辺の遺跡・歴史遺産を活用し、博物館と市民が融合した魅力的な博物館活動を継続します。

① 周辺施設との連携

- ・公民館、図書館等社会教育機関でのアウトリーチ活動(出前講座・展示・現場出張サービス)
- ・袖ヶ浦公園・根形公民館等との連携を強化し、事業の相乗効果をはかる。

② 郷土博物館実習生の受入

- ・学芸資格取得を目指す学生に対して、博物館法施行規則第1条に定める「博物館実習」の機会を提供し、後進の育成を行う。

③ 各博物館協会協議会等への参加

- ・日本博物館協会、関東博物館協会（令和7年度役員）、千葉県博物館協会（令和6・7年度役員）、君津地方公立博物館協議会へ参加し、各種団体及び機関との事業連携を図ります。

④ 博物館周辺の景観整備

- ・緑地管理
- ・万葉植物園等屋外附属施設管理
- ・公園管理組合との共通認識をもった管理

⑤ 国県等の博物館施策及び文化財保護行政の動向把握

- ・国県等の動向並びにこれからの博物館制度の動きを把握する。

⑥ 庁内関係各課との連携

- ・生涯学習課と連携し、文化財情報の共有や協働事業の実施により相乗効果を高める。
- ・生涯学習課と連携し、山野貝塚の整備計画の検討及び山野貝塚展示室の充実を図るための検討を行う。
- ・公民館・図書館との連携

3. 令和7年度郷土博物館主要事業一覧

(単位：千円)

No	事業名 (事業費)	目的・内容	時期回数	対象・人数
1	博物館協議会 関係費 (216)	博物館法第23条に基づき、博物館の運営に関し館長の諮問に応じ、各種事業等の企画運営について審議を行います。	7月・11月 2月 (年3回)	委員10人
2	博物館運営事業 (7,616)	博物館活動を円滑に遂行するための各種事務、並びに日本博物館協会等の各種関係団体との連絡調整・情報交換を行います。 ・博物館運営(庶務等事務(会計年度任用職員2名、受付事務(土日祝日・会計年度任用職員3名)ほか)	開館301日	
3	調査研究事業 (97)	地域の歴史に関する資料の収集・保存等の調査とともに企画展に関する調査を行います。また、今後の博物館活動の基本となる調査項目を計画的に調査します。 ・古墳時代と民間信仰に関する調査 ・袖ヶ浦市の古墳時代、弥生時代に関する調査 ・旧石器時代・古代の植物利用に関する調査 ・中世荘園に関する調査	通年	
4	教育普及事業 (3,824)	地域に根ざした博物館活動、市民の学習意欲に応えられる博物館活動の一環として、各種講習・講座の精査充実を図るとともに、ミュージアム・フェスティバル等の普及活動も実施します。		一般
		博物館講座「袖ヶ浦学」	5回	各40人
		自然と歴史の散策会	2回	各40人
		そではく考古学講座	5回	各35人
		上総掘り技術伝承研究会の活動支援	通年	
		第28回ミュージアム・フェスティバル	6月7.8日 (土・日)	一般
5	地域資料管理活用事業 (4,096)	博物館収蔵資料の効果的かつ適切な管理活用を行うとともに、将来的な市史編さん事業を見据えた資料の収集・保存・管理を継続して行い、公図等一部の資料の閲覧を可能とすることで、資料の有効活用を図ります。 ・収蔵資料を活用した事業 ・情報メディアによる資料公開 ・館蔵史料保存修復 ・古文書等表題データベース作成 ・「袖ヶ浦市史研究」第23号募集 ・地域文化財冊子刊行	通年	一般 33点

No	事業名 (事業費)	目的・内容	時期回数	対象・人数
6	博学連携事業 (56)	博物館と学校が連携をすることで、未来を担う子どもたちが郷土の歴史や文化を体験する機会を提供します。また、本事業にかかわる市民学芸員（ボランティア）の学習機会を支援することで、地域社会の活性化・教育力の向上を図ります。 ・校外学習支援 ・アウトリーチ（出前展示・出前授業等）活動 ・学習相談 ・資料貸出 ・山野貝塚体験プログラムの活用	通年	小学生～大学生及び教員
7	展示更新推進事業 (3,482)	映像・歴史・民俗・産業各室における展示及び情報提供によって、袖ヶ浦の暮らしの移り変わりや現在の姿についての理解を深め、袖ヶ浦らしさに基づいた価値観の共有を目指します。さらにアクアラインなほど館・旧進藤家住宅・万葉植物園等の屋外展示施設の有効活用を図ります。また、市民学芸員（ボランティア）との協働により、企画展の開催や常設展示の更新を実現します。 ・常設展示の部分更新、旧進藤家住宅での各種展示 ・企画展の開催（3回） ① 企画展Ⅰ「村のくらしと一大事 江戸時代の事件記録を読む」 ② 企画展Ⅱ「鳥をめぐるものがたり」 ③ 企画展Ⅲ「袖ヶ浦の美術Ⅲ 飯塚勝康展」(仮) ・万葉植物園の活用	通年 企画展 ①5月3日～7月21日 ②10月4日～12月14日 ③3月～4月	一般
8	市民学芸員協働事業 (1,024)	・市民学芸員養成講座の実施と新規市民学芸員の育成 ・市民学芸員フォローアップ研修の開催 ・市民学芸員主催イベントへの支援	養成講座 4月～2月、フォローアップ研修 7月・2月	一般
9	施設管理事業 (27,830)	博物館の立地特性を活かし、恒常的に快適な学習環境・レクリエーション環境を来館者に提供するために、本館・屋外施設の維持管理・整備に努めます。 ・毎月の安全点検 ・施設の維持管理、修繕等による安全確保 ・避難訓練及び救急訓練の実施	通年	一般

XII スポーツ振興

1. 令和7年度スポーツ振興課事業一覧

(単位：千円)

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	スポーツ推進委員 関係費 (968)	市スポーツ推進委員定例会議、スポーツ実技指導、全市的行事の企画・運営・地域スポーツ振興、県スポーツ推進委員連合会及び君津地区スポーツ推進委員連絡協議会関係事業の実施、各種研究会、研修会へ参加します。	4月4日 6月8日 9月28日 11月10日 2月5日	スポーツ推進委員 20名
2	スポーツ大会推進 事業 (1,923)			
	県民スポーツ 大会選手派遣 事業	市スポーツ協会と連携して市内予選を経た市代表選手の千葉県民スポーツ大会への参加を助成します。	夏季大会 秋季大会 冬季大会	市内予選を経た市代表選手
	新春マラソン 補助事業	市スポーツ協会による新春マラソンの開催を助成します。	1月10日	市民
3	学校体育施設開放 事業 (941)	市内小中学校の屋内体育施設(体育館・武道場)小学校のグラウンドを開放します。 学校区運営委員会の設置及び管理指導員の配置により円滑な開放利用を目指します。	年間を通して 実施	地区住民 (登録団体)
4	スポーツツーリズム 推進事業 (746)	市民の健康増進・体力向上への気運を高めるため、関係団体と連携しながら「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを推進します。 (プロ野球イースタンリーグ招致事業ほか)	プロ野球 5月18日	全市民
5	総合型地域スポーツ クラブ活性化事業 (3,500)	市内5地区のクラブの連携を目的とした市連絡協議会を中心とし、交流大会、スポーツフェスタ、ウォーキングフェスタを開催します。 スポーツ、文化活動を通して地域コミュニティの活性化、地域住民の交流促進を目指します。	年間を通して 実施	全市民
6	学校体育推進事業 (6,398)			
	学校体育指導 研修会	各小中学校で教科体育指導の充実を図るために、授業研究会や実技研修会、全体研修会を開催します。 また、外部指導者を活用しての授業支援について、積極的に推進しながら教職員の授業力向上を図ります。	6月～2月 小中学校 1回以上 全体研修会1回	市内小中学校 教職員
	武道教育推進 事業	中学校武道教育における備品の整備、指導者の養成、地域指導者との連携指導を行い、安全で効果的な武道教育を行うとともに、伝統・文化を学ぶ教育をより一層推進します。	地域連携指導者 派遣回数 年間を通して のべ750回	市内中学生 市内中学校 保健体育科 教職員
	地域運動部活 動推進事業	スポーツ庁より示された、中学校の休日の部活動の地域展開に向けて、地域や学校から情報収集し、環境整備を進めます。	「陸上」「野球」「剣道」の3種 目を実施	希望する 児童・生徒

No.	事業名 (事業費)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
7	スポーツ・レクリエーション祭事業 (620)	市民の幅広い交流を深めるとともに、スポーツ・レクリエーションの普及振興を促進するため、グラウンド・ゴルフ・ボッチャ及びモルックの大会を開催します。	6月8日 グラウンド・ゴルフ大会 モルック大会 9月28日 ボッチャ大会	全市民
8	臨海スポーツセンター管理事業 (80,117)	臨海スポーツセンター（競技場・柔道場・剣道場・多目的室・会議室・トレーニングルーム）の管理運営を行います。	通年	利用者
9	総合運動場等管理事業 (86,096)	総合運動場（野球場・陸上競技場・庭球場）、今井野球場、長浦運動広場、根形運動広場、永吉運動広場、平岡運動広場、のぞみ野サッカー場の管理運営を行います。	通年	利用者

2. 学校体育

(1) 学校体育指導研修会

生涯体育の基礎づくりとして重要な発育発達段階にある小中学校期の体育指導の重要性を踏まえ、体育授業の充実や児童・生徒の体力向上を目指し、市内小学校の全教員、中学校保健体育科教員を対象として体育指導研修会（実技研修・授業研究）を実施します。また、外部指導者による授業支援について積極的に推進し、児童生徒への授業実践を通して、教職員の指導力向上を図ります。

＜小中学校＞全体研修会 1回

＜小中学校＞各校別研修会 1回以上（授業支援または実技研修会）

指導資料集「シングルエイジを鍛える体育授業」を活用し、小学校の体育授業を支援

(2) 武道教育推進事業

学習指導要領の改訂に伴い平成24年度より中学校での武道教育が必修化されました。本市では、安全で楽しく効果的な武道教育の推進に向けて、平成22年度より2年間、文部科学省の委託事業を請け、柔道・剣道の2種目に限定し、備品の整備やカリキュラムの作成を行ってきました。

今年度本市では指導者のさらなる指導力向上に向け、保健体育科教員を対象とした指導者養成講習会を年に1回開催するとともに、年間延べ750時間程度、専門的な指導力を備えた地域連携指導者を各学校の授業に派遣します。

＜指導者養成講習会＞

開催期日：年1回実施（8月）

＜地域連携指導者＞

派遣期間：令和7年5月～令和8年2月末日まで

地域連携指導者：剣道11名 柔道3名（令和7年4月28日現在）

令和6年度 新体力テスト（袖ヶ浦市）

令和6年度の県平均値との比較表

（Tスコアー値）

性別	男 子									女 子								
校種	小 学 校						中学校			小 学 校						中学校		
種目	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	3
握力	○	●	○	○	●	●	○		○	●			●	○	○	○	○	●
上体おこし	○	●	○	○	○	○	○	○	●			○	○		○		○	●
長座体前屈	○		●	●	○	●	○	○	○	●	○		○	○	○	○	●	●
反復横跳び	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●
20mシャトルラン	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
50m走	○		○	○	○	●	○	●			○	●			○	○	○	○
立ち幅跳び	○		○	○	○	●	○	●		○	○		○	○	○		○	●
ソフト・ハンド ボール投げ	○		○	○	○	●		●	○		○	○	○		●	○	○	
Tスコア51以上○	1	0	7	7	7	2	7	4	5	3	6	3	6	5	7	6	6	2
〃 49以下●	7	3	1	1	1	5	0	3	1	2	0	2	1	0	1	0	1	5
〃 50空欄	0	5	0	0	0	1	1	1	2	3	2	3	1	3	0	2	1	1

○……市平均が県平均を上回る種目（T51以上）

●……市平均が県平均を下回る種目（T49以下）

空欄…市平均が県平均と同程度の種目（T50程度）

	男子	女子	計
○	40	44	84
●	22	12	34
空欄	10	16	26

○—●

50

3. 市内総合型地域スポーツクラブの活動状況等

(令和7年3月現在)

クラブ名	名幸ヶ丘ふれあいクラブ	NESUPO	NAGAX
設 立	平成15年6月29日	平成16年7月31日	平成17年11月20日
事 務 局	平岡小学校内クラブハウス	根形小学校内クラブハウス	長浦小内クラブハウス
会 員 数 構成(名)	127名 地区内人口 5,201人 対地区内人口比 2.4%	215名 地区内人口 5,796人 対地区内人口比 3.7%	179名 地区内人口 27,746人 対地区内人口比 0.6%
活動種目	<スポーツ8種目> ・ソフトバレーボール ・少年サッカー ・友遊ボール ・卓球 ・少年野球 ・グラウンドゴルフ ・ボッチャ ・ミニバスケットボール	<スポーツ11種目> ・さわやかサタデー (卓球、バドミントン) ・ミニバスケットボール ・グラウンドゴルフ ・硬式テニス ・サッカー ・フットサル ・ソフトボール ・フラダンス ・ソフトサッカー ・インディアカ・ボッチャ	<スポーツ17種目> ・卓球 ・バドミントン・ボッチャ ・ソフトバレーボール ・ソフトサッカー(フットサル) ・ターゲットバードゴルフ ・ヨガ・3B体操 ・太極拳・ヨガストレッチ ・ウォーキング・モルック ・グラウンドゴルフ <文化3種目> ・囲碁・将棋・詩吟
ク ラ ブ イ ベ ント	5月：インディアカ大会 5月：グラウンドゴルフ大会 9月：ソフトボール大会 10月：ボッチャ、モルック体験会 1月：インディアカ大会 2月：交流大会	5月：NESUPO 硬式テニス大会 10月：NESUPO 硬式テニス大会 10月：根形公民館まつり協力 2月：グラウンドゴルフ大会	6月：インディアカ大会 9月：グラウンドゴルフ大会 10月：ソフトボール大会 10月：スポーツフェスタ 11月：長浦公民館まつり参加 2月：NAGAX体験イベ ント交流会

クラブ名	中富ふれすぽクラブ	昭和ふらっとスポーツクラブ	市総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会
設 立	平成18年11月12日	平成19年7月14日	平成21年2月25日
事 務 局	中川小学校内クラブハウス	昭和小学校内クラブハウス	教育委員会スポーツ振興課
会 員 数 構成(名)	112名 地区内人口 5,128人 対地区内人口比 2.2%	188名 地区内人口 22,157人 対地区内人口比 0.8%	5クラブ合計 814名 地区人口 66,028人 対地区人口比 1.2%
活動種目	<スポーツ10種目> スポーツサタデー (ユニバーサルホッケー ボッチャ、モルック) ・初心者ミニバス ・バスケットボール ・インディアカ ・リラックスデー(ヨガ 等) ・卓球 ・パドルテニス ・ウォーキング ・グラウンドゴルフ ・ソフトボール	<スポーツ12種目> ・インディアカ ・ユニバーサルホッケー ・パドルテニス ・グラウンドゴルフ ・ウォーキング ・マスターズ軟式野球 ・バドミントン ・卓球 ・ラジオ体操 ・太極拳 ・ボッチャ ・体幹UP教室	<会議> ・運営委員会 4回/年 ・総会 1回/年 <主催イベント> ・12月：連協主催クラブ 交流大会 ・10月：キッズスポーツ フェスタ ・3月：ウォーキングフェ スタ 2025 in 袖 ケ浦
ク ラ ブ イ ベ ント	6月：インディアカ大会 10月：スポーツまつり (G・G大会) 11月：ソフトボール大会 1月：初詣ウォーキング 2月：インディアカ大会 3月：パドルテニス交流会	4月：お花見ウォーキング 7月：初期対応講習会 9月：グラウンドゴルフ交流会 10月：ゴミゼロウォーキング 1月：初詣ウォーキング 2月：ふらっと交流会	

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

1 計画の名称

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画

2 根拠法令等

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 計画期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日（５年間）

4 県の計画策定状況

千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」

計画期間：令和７年度半ばからおおむね５か年（予定）

5 検討委員会設置要綱

名称 袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

詳細 別紙

※令和７年４月１日一部改正

改正箇所 別表１（第３条関係）の「保育課長」を「保育幼稚園課長」に変更

別表１（第３条関係）の「企画課長」を「企画政策課長」に変更

別表２（第８条関係）の「市立幼稚園」を「中川幼稚園」に変更

別表２（第８条関係）の「市民会館・公民館」を「公民館」に変更

6 計画策定スケジュール

詳細 別紙

7 計画策定にあたっての経緯

平成１３年１２月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行

平成１４年８月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

平成１５年３月 「千葉県子どもの読書活動推進計画」策定

【第一次計画】

平成18年度 「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」策定完了
平成19年度 本計画に基づいて読書活動を推進（～平成22年度まで）

【第二次計画】

平成22年度 「袖ヶ浦市第二次子ども読書活動推進計画」策定完了
平成23年度 本計画に基づいて読書活動を推進（～平成27年度まで）
平成25年5月 「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
平成27年3月 「千葉県第三次子どもの読書活動推進計画」策定

【第三次計画】

平成28年3月 「袖ヶ浦市第三次子ども読書活動推進計画」策定完了
平成28年度 本計画に基づいて読書活動を推進（～平成32年度まで）

【第四次計画】

令和2年2月 「千葉県第四次子どもの読書活動推進計画」策定
令和2年度 「袖ヶ浦市第四次子ども読書活動推進計画」策定完了
令和3年度 本計画に基づいて読書活動を推進（～令和7年度まで）
令和3年9月 デジタル庁の設置
令和4年1月 第6次「学校図書館整備等5か年計画」策定
令和5年3月 「千葉県読書バリアフリー推進計画」策定

【第五次計画・今年度策定】

令和7年10月 「千葉県第五次子どもの読書活動推進計画」策定予定
令和8年3月 「袖ヶ浦市第五次子ども読書活動推進計画」策定予定
令和8年度 本計画に基づいて読書活動を推進（～令和12年度まで）

袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、子ども読書活動に関する調査及び研究を行い、計画を策定し、教育委員会へ提示する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づく計画を委員会が教育委員会へ提示し、受領された時点で終了するものとする。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充できる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(意見等の収集)

第7条 委員会は、計画（案）の策定に関し、幅広い意見等収集のため、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会には別表2を部会員とする検討部会を設置する。

2 検討部会は、委員会に付議する事案及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

第9条 委員会及び部会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

学識経験者
市PTA連絡協議会代表
図書館協議会代表
市小中学校長代表
企画政策課長
財政課長
子育て支援課長
保育幼稚園課長
教育部長
学校教育課長
総合教育センター所長
中央図書館長
生涯学習課長

別表2（第8条関係）

子育て支援課（1名）
市立保育所（1名）
学校教育課（1名）
総合教育センター（1名）
学校図書館支援センター（1名）
中川幼稚園（1名）
学校司書（1名）
中央図書館（2名）
おはなし会ボランティア（1名）
公民館（1名）
生涯学習課（2名）

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画(令和8年度～12年度版) 策定スケジュール

令和7年度													
	内容	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
策定検討部会	現計画の評価 原案作成他		●	●	●			●			●		●
		検討部会① (R7.5.16)	検討部会② (R7.6.25)	検討部会③	検討部会④	検討部会⑤	文面推敲	検討部会⑥ PC改、原案修正					検査方法等 決定完了 印刷
策定検討委員会	原案に対する意見聴取		●		●			●				●	
		策定検討委員会① (策定スケジュール等) (R7.5.27)	策定検討委員会② (策案に対する意見聴取)	策定検討委員会③ (社教会議報告・策案決定)	策定検討委員会④ (PC結果報告・承認)								
部課長会議(◆) 教育委員会定例会(●) 社会教育委員会議(▲)	部課長会議 教育委員会定例会 社会教育委員会議 政策調整会議 政策会議へ付議	◆						▲	◆	●	●	◆	●
		部課長会議(策定スケジュール) 教育委員会定例会(〃)	社会教育委員会議 (計画案)	部課長会議(計画案及びPC実施) 教育委員会定例会(〃)									
政策調整会議(■) 政策会議(★)	政策調整会議、政策会議 へ報告							■	★			■	★
								政策調整会議(計画案及びPC実施) 政策会議(〃)					
議会全員協議会	市議会へ説明・報告									●			●
パブリックコメント											●	●	

12月下旬～1月中旬予定



袖社協第 462 号
令和 7 年 3 月 10 日

袖ヶ浦市教育長 鵜田 道雄 様

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
会 長 小 島 直 子



袖ヶ浦市社会福祉協議会評議員の推薦について（依頼）

社会福祉協議会事業の推進につきましては、日頃から格別なるご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職からご推薦をいただきました評議員は、令和 6 年度決算に関する評議員会終結の時（6 月中旬頃）をもって任期満了となります。

つきましては、本会選任規程に基づき新評議員を推薦いただきたくご依頼申し上げます。

なお、併せて被推薦者の履歴書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 職 名 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会評議員
社会福祉法人千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会評議員
- 2 任 期 令和 6 年度決算に関する評議員会終結の時（令和 7 年 6 月中旬頃）～
令和 10 年度決算に関する評議員会終結の時（令和 11 年 6 月中旬頃）
- 3 推薦依頼人数 1 名
- 4 現 任 者 小泉 康 様
- 5 推 薦 期 限 令和 7 年 4 月 25 日（金）

袖ヶ浦市社会福祉協議会
電話：63—3888
担当：手島

